



皆様、日々のお務めお疲れ様でございます。社内向け情報誌、第24号です。

新年度に向けて



5月といえば、大型連休。外出することが普通になってきた最近では、久しぶりに賑やかなゴールデンウィークになりそうです。なかでも、こどもの日関連のイベントが多いうです。経済効果が上がって良いことではあります。が、遊園地やファミレスなどが、遊園地やファミレスなど、自分の子どもを優先させたいばかりに、細かいトラブルや交通事故も多く起きる予想も出ています。

自転車の日



そんな5月5日ですが、こどもの日だけでなく、自転車の日でもあるんです。平成10年に自転車月間推進協議会が制定しました。昭和56年5月に旧自転車法が施行されたことにちなんで、5月を「自転車月間」、期間中の祝日の5日を「自転車の日」と決めました。そして22日はサイクリングの日。季節も良いし、お出かけは混雑を避けて自転車というのも、気持ち良さそうです。

【自転車交通安全情報】



今月から、自転車運転時にはヘルメットを着用することが全国的に努力義務化されました。導入前は二ユースなどで大きく報道されてきました。そして最近ではこの法改正に細かいところで誤解があるようですので、一般的に分かりにくいとされている箇所を改めて確認してみましょう。

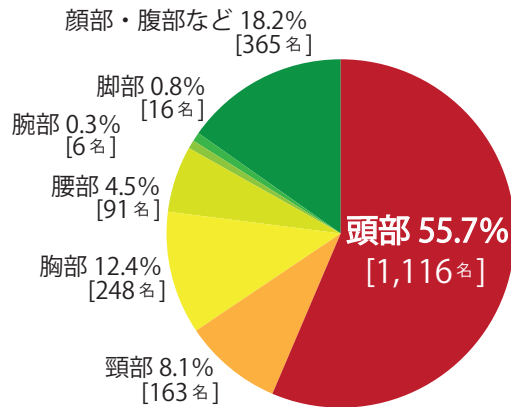
違反金や罰則は？



努力義務なので、ヘルメットをかぶらなくても警察に捕まることもなければ違反金を支払わうこともありません。それが誤解されやすいポイントとなり、警察に捕まらないのであれば実際はかぶらなくてもいいや、という解釈が起きています。本来は、自転車そのものの性能が上がっていることも踏まえて、自転車に乗る以上は自分のため周囲のためにヘルメット着用してかぶるべき、ということですね。そのため、交通安全推進期間などでは特に、ヘルメット不着用だと着用促進と指導のために声を掛けられて注意されることは充分にあります。

ヘルメットが大事な理由は？

平成30年から令和4年までの自転車事故死亡者数205名の、主な損傷部位ごとの割合を示したグラフです。



ヘルメットはなんでもいい？

努力義務のため規定はありません。そのため認証マークがなくても問題ないのですが、これらがあると安心ではありませんよね。



またヘルメットはアゴひもで固定されていてこそ安全ですので、アゴひも付きが好ましいでしょう。

自転車保険の加入義務？

全国的に、自転車に乗るときには自転車保険に加入しなければならぬとする自治体が増えてきています。宮崎市では、昨年の令和3年4月から義務化されています。これは努力義務ではなく、乗る以上は加入しなければならぬ、ということですね。

少し前までは、自転車事故は生活している上での様々な損害のひとつ、という見解から、自転車専門の保険そのものが存在していませんでした。しかし法改正に伴い「自転車損害賠償保険等」と新しくなりました。

実際にはどうすべき？



例えば大手インターネット販売サイトで「自転車 ヘルメット」で検索すると、様々な商品が表示されます。一般的なヘルメットだけでなく、野球帽やサファリハットのような見た目で、中にヘルメットのクッション機能が入っているものもあります。その機能部分を取り外すと、普通の帽子にもなります。そんな商品のなかで、このヘルメットは自転車保険対応です、という案内がある商品があります。その場合、ヘルメット購入と同時にバーコード決済で簡単に自転車保険加入手続きができます。おしゃれヘルメットが品薄になったようですが、今では在庫も落ち着いてきたみたいですね。

普段あんまり自転車に乗らないのにヘルメットを用意しなければならぬのかとか、買ったら買ったで盗まれたという話も聞くとか、だからそれらが面倒で自転車に乗るのをやめた、という話もあります。そして近所の買い物くらいは、車もやめて歩きにしたとか。そういうのも大切な考え方ですね。それでは来月も、皆さんご安全に頑張りましょう！

みやご専務の
「これまでも
アリガトウ」



5月はゴールデンウィークや端午の節句、母の日と、何かとイベントごとが目白押しです。色々計画を立てておきたいものです。

こどもの日は菘蒲湯に浸かる風習があります。菘蒲の強い香りや厄や穢れを祓う意味合いがありますが、リラックスタイム効果や体を整えるためだとも言われます。こどもの日は家族で菘蒲湯でほっこりしてみてください。あつという間に駆け抜ける日々、体に気を付けて頑張りましょう。

【5月のお誕生日】

- 9(火) ○○○○さん
- 10(水) ○○○○さん
- 12(金) ○○○○さん
- 16(火) ○○○○さん
- 18(木) ○○○○さん
- 20(土) ○○○○さん

